

## 福岡県サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 この要綱は、地域における産業・就業の拠点となるサテライトオフィス等を県内に開設するサテライトオフィス等運営事業者又はコンソーシアムに対して、予算の範囲内で財政的な援助を行うことにより、産業の集積及び活性化並びに県民の雇用機会の拡大を図り、もって本県の経済の発展に寄与することを目的とする。
- 2 この補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）（以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
- (1) サテライトオフィス等  
サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等のテレワークにより働く環境・機能を有する施設
- (2) サテライトオフィス等運営事業者  
サテライトオフィス等を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う法人
- (3) コンソーシアム  
2つ以上の企業、団体（官公庁等を含む。）から成る共同事業体

### (補助対象及び補助率)

- 第3条 本要綱における補助金は、サテライトオフィス等運営事業者又はコンソーシアムが実施する、産業・就業の拠点となる収容可能人数20人未満のサテライトオフィス等の開設・整備事業を対象とする。
- 2 補助対象経費等は別表第一に掲げるとおりとする。

### (補助の対象外)

- 第3条の2 次の各号に掲げるものは、補助金交付の対象としない。
- (1) 官公庁等（第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）
- (2) 暴力団員が役員となっている事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている事業者
- 2 知事は前項第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団等に関する事項について、警察本部長あて照会することができる。

### (事業の提案)

- 第4条 第6条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が定める時期までに、次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 事業（変更事業）計画書（第2号様式）
- (3) 収支（変更収支）予算書（第3号様式）
- (4) 決算書（直近2期分）又は確定申告書（直近2期分）
- (5) 直近3ヶ月以内の履歴事項全部証明書
- (6) 役員等氏名一覧表
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

### (事業の審査)

第5条 知事は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、補助対象事業を決定する。

2 知事は、前項の審査を行うため、前条の規定による提出をしたものから、事業内容等の聴取を行うことができる。

3 第1項の審査については、別に定める審査基準に基づき行う。

4 知事は、第1項の規定による決定について、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の第1項による決定を受けた申請者は、知事が定める時期までに次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書(第4号様式)

(2) 事業(変更事業)計画書(第2号様式)

(3) 収支(変更収支)予算書(第3号様式)

(4) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、消費税等仕入控除税額(当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。)(以下、「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、当該事業者には通知するものとする。

2 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第13条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 補助対象事業の内容の変更又は補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、次に掲げる書類を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第二に定める軽微な変更該当する場合は、この限りではない。

(1) 変更承認兼変更交付申請書(第5号様式)

(2) 事業(変更事業)計画書(第2号様式)

(3) 収支(変更収支)予算書(第3号様式)

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第6号様式）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、第1項の知事の承認について準用する。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、その日の翌日から起算して14日以内又は補助金の交付の決定がされた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は前項の実績報告を行うにあたって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定により事業実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第14条 補助金は前条第1項に規定する交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない

3 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（第9号様式）及び補助金概算払請求書（第10号様式）によるものとする。

4 第2項ならびに第3項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第11号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 第6条の規定による申請の内容に偽りがあることが判明したとき

(3) 補助事業者が第3条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく

なった場合

- (5) 補助事業者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、補助事業により開設・整備したサテライトオフィス等の運営事業を開始後5年以内に休止し、又は廃止したとき
- 2 知事は前項の規定により、交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 知事は前項の規定による返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第13条第3項の規定は、第2項の補助金の返還について準用する。

(財産の管理等)

- 第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に知事が別に定める財産管理台帳を添付しなければならない。
  - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 規則第20条ただし書きに定める財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に準ずるものとする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - 4 知事は、規則第20条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他必要な事項)

- 第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの補助金に適用する。

別表第一

補助対象経費	内訳	補助率	上限額
施設整備費	サテライトオフィス等の整備に要する経費(増築・改築・模様替え・修繕その他の改修に要する経費並びに電気、水道の敷設に要する経費、空調、セキュリティー関連機器の整備費等)	補助対象経費の 3/4 以内 (1円未満切捨)	3,000万円
通信環境整備費	サテライトオフィス等における通信環境の整備に要する経費(Wifi、LAN環境の構築のための機器の購入、レンタル、設置工事等)		
什器・機器導入費	サテライトオフィス等における事業の用に供する什器・機器の導入に要する経費(机、椅子、パソコン、プリンタ、コピー機等)		
施設運営費	サテライトオフィス等の運営に要する経費(令和3年度内の賃借料、人件費、光熱水費等、通信費、消耗品費等)		

- ・上表に定める経費のうち、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる経費以外の経費(用地取得費、居住滞在機能を付帯させる工事費、利用促進のための広報費等)については、事業費全体の額の2割以内の額が対象

別表第二

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費全体の10パーセント以内の減少となる変更を行う場合</li> <li>・別表第一に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の10%以内の経費を流用する場合</li> </ul>
事業の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</li> <li>・補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合</li> </ul>